

第68回宮城県国土利用計画審議会

I 日 時 : 令和2年1月29日(水)
午後1時30分から午後3時30分まで

II 場 所 : 宮城県行政庁舎 第二会議室(11階)

III 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 宮城県国土利用計画(第六次)素案について

(2) 宮城県土地利用基本計画図の変更について

4 閉 会

○ 配付資料

【資料1】 宮城県国土利用計画(第六次)構成案

【資料2】 宮城県国土利用計画(第六次)素案(新旧対照表)

【資料3】 宮城県国土利用計画(第六次)素案(本文)

【資料4】 利用区分別の規模(面積)の目標値について

【資料5】 宮城県土地利用基本計画図の変更(案)

【資料6】 変更位置図

【資料7】 土地利用基本計画変更内容説明書

【参考資料1】 国土利用計画について

【参考資料2】 宮城県国土利用計画(第六次)策定スケジュール(案)

【参考資料3】 宮城県国土利用計画(第六次)骨子案(概要)

【参考資料4】 宮城県国土利用計画(第六次)骨子案(本文)

【参考資料5】 県土利用の推移等

【参考資料6】 令和元年度 土地利用の現況と施策の概要

IV 出席者名簿

1 委員（13名中9名出席）

（敬称略）

分野	氏名	現職名	出欠
都市問題・ 交通問題	ますだ さとる 増田 聡	東北大学大学院経済学研究科教授 （工学博士）	出
都市問題・ 交通問題	おくむら まこと 奥村 誠	東北大学災害科学国際研究所教授 （工学博士）	出
都市問題・ 社会福祉	やまもと かずえ 山本 和恵	東北文化学園大学科学技術学部 建築環境学科教授（工学博士）	出
自然保護	さいとう ちえみ 齊藤 千映美	宮城教育大学環境教育実践研究セン ター教授（理学博士）	出
農 業	たけなか ともお 竹中 智夫	宮城県農業協同組合中央会常務理事	欠
林 業	あさの こういちろう 浅野 浩一郎	宮城県森林組合連合会代表理事専務	出
商 工 業	さいじょう たみこ 西條 多美子	前宮城県商工会女性部連合会監事	出
社会福祉	あさの りつこ 浅野 律子	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 人材育成部長	出
土 地	あおた れいこ 青田 令子	元一般社団法人宮城県不動産鑑定士 協会会長	出
市 町 村	やまだ ゆういち 山田 裕一	白石市長（宮城県市長会）	出
	さくらい こういち 櫻井 公一	松島町長（宮城県町村会）	欠
そ の 他	むとう じゅんこ 武藤 順子	宮城県青年会議幹事	欠
	おおとも とみこ 大友 富子	宮城県地域婦人団体連絡協議会会長	欠

2 事務局

氏 名	職 名
多田 佳裕	震災復興・企画部地域復興支援課長
熊谷 香織	震災復興・企画部地域復興支援課副参事兼課長補佐（総括担当）
叶 光博	震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐（土地対策班長）
藤咲 寛	震災復興・企画部地域復興支援課主事
亀谷 里美	震災復興・企画部地域復興支援課主事

3 個別規制法担当課

氏 名	職 名
佐藤 慎	環境生活部自然保護課主事
佐藤 南平	農政部農業振興課主事
及川 えみ	水産林政部林業振興課技師
奥平 直人	水産林政部林業振興課技師
大庭 絢	土木部都市計画課技術主査

V 会議の概要

1. 午後1時30分、司会の熊谷副参事兼課長補佐（総括担当）が開会を宣言し、会議が有効に成立する旨の報告を行った。（定足数7名以上出席）
2. 多田地域復興支援課長の挨拶の後、議事に入り、増田会長が国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により、議長となって以後議事を行った。
3. 議事について、多田地域復興支援課長が説明を行った後、審議が行われた。

VI 会議運営に関する報告・確認事項等

1. 定足数の報告
国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数である過半数（7名）を満たし、有効に成立していることを報告した。
2. 審議の公開・非公開の確認
議事の公開を確認した。
3. 議事録署名委員の指名
審議会運営規程第5条第1項の規定により、「西條多美子委員」「青田令子委員」の2名を議事録署名委員に指名した。

Ⅶ 議事録（発言要旨）

増田会長	「(1)宮城県国土利用計画(第六次)素案」について、事務局から説明願います。
多田課長	(資料1～4について説明)
増田会長	<p>ただいまの説明について、ご質問はありますか。</p> <p>現行第五次計画と第六次計画の違いは資料1にも書かれていますが、トレンド推計と目標値が少しずれているところがあります。震災復興の中で土地利用にしわ寄せが行っている部分は、いろんな意味でプラスになっているところもありますし、逆に本来開発しない方がよかったところまで開発していたりしますので、具体的に差し引いた面積がどうなっているのかについて、第六次計画に入る前提の総括が欲しいという感じがします。</p> <p>目標値については、第五次計画策定の後、震災復興の途中で見直しがありました。さらに今回ハードウェア系の震災復興事業がほぼ終わった段階で、新たに目標値を設定するということですので、過去のトレンドから引っ張ってきた部分と、復興で上積みになった部分や縮小した部分などのある程度わかる部分については、今回の改定に合わせて資料として整理しておくべきではないかと思いました。</p> <p>それに合わせて、今ご説明いただいた目標値も、もし可能でしたら平成29年から始まる図ではなく、第五次計画策定段階の図にして、10年間の推移がわかる上で、次期計画をどうするかという図表にしていいただければと感じています。</p> <p>計画本文にも、計画の実現に向けた措置として「指標の活用」とありますので、把握できている数値については、記載した方がいいのではないかと思います。</p>
奥村委員	<p>おそらく、ものすごく難しい局面に来ていると思います。実際にいろんなことが起きてしまったということもありますが。</p> <p>文章を読んだ時に、主語が誰なのか、ということが結局よくわかりませんでした。「県が」と言っている気もしますが、「県民が」なのか、「県土そのもの」なのか。</p> <p>それぞれの場所で見たらこのような問題で、こういう考え方があって、こういう政策をとっていたところ、こういうことが起き、こういう問題が発生し、今これを考えていかなければいけない時期に来ている、ということがその部分部分を読めばその通り書かれています。しかし、その間の調整はどうやって、誰に任すのか、例えば、不動産ベースや経済的な仕組みの中でやろうとしているのか、そうではなく時間をかけて調整しようとしているのか、或いは中期的にはこのぐらいの範囲で見込んでおき、適宜見直しをかけるというようなことをしようとしているのか、その辺りの姿勢が見えません。</p>

素案の文章自体は、宮城県の特有の事情がたくさん書き込まれていて、物凄く同感したところもあり、頑張って書いていただいた感じがしました。

ただ、細かい話ですが、「復興の進展後もなお残る課題」とありますが、例えば、住民相互の交流が乏しくなるなどの問題で、共助の力が弱体化し、被災者の心のケアの継続においても深刻な課題になっている、と書いてあります。

確かにそうですが、国土利用の計画にこんなことを書いてどうするのかと思います。書かなければいけないことを土地に関すること以上に広げ過ぎていて、結局どうしたいかが、かえって見えなくなっているように感じます。

頑張って書いていただいた感じはしますが、少し書きすぎているのではないかと思います。土地の部分に加えてどのようにすればよいのか、ということが一つです。

それから、ある目的に対して、計画通り誰かが管理して利用していることが良いことで、放置されていることが良くない、というような話ではなく、例えば、環境の観点或いは安全性の観点から見たときに、放置されているなどの一定水準の状況であるのかどうか、現況どうなっているか、ということこそそろそろ押さえないといけないと思います。誰かが管理しているはずだ、誰かの持ち物として使われているはずだ、というような仕組みで現況を見ようとしても実態と合っていないのではないかと思います。

つまり、未利用農地とはなっていないませんが、実際には未利用で放置されているなどですね。或いは、宅地ということになっているが、実際には、建物はもう使われておらず、宅地のまま残っているが、誰も管理していない状況にあるなどですね。

そういう、帳簿上の数字と実態の数字が乖離してきているところが結構あるため、実態の数字が合っているかどうかを管理しないとけません。目標値についてもそうですが、帳簿上こうなっているから、何年か先はこのぐらいになっているだろう、だからこのように設定する、というようなところで終わっているのではないかと感じます。

ただ、骨子案の段階で言うべき話だったのかもしれませんが、法律で決まっている考え方からして、一足飛びに違う考え方を言ったところで仕方がないということも理解しております。直接土地のこととは関係のなさそうなところまで広げていて、そのことは確かにその通りですが、結局どうするのかがよくわからなくなっており、文章だけ読んだら、悩みが書いてあるだけのような感じがします。例えば、太陽光発電施設と森林の関係について、環境上の機能は両方大事なのでどうしようか、と悩みは書いてありますが、今後どうするか、ということは書いていないですね。「適正だから検討する必要がある。終わり。」という風に書いてあり、今後どうするのだろうと感じられるので、少し書きすぎていると思いました。

多田課長

大変ありがとうございました。基本的に今回かなり幅広く書かせていただきました。冒頭で主語がどこなのかというご指摘がございましたが、我々役所の中だけで考えましても都市計画、住宅問題、森林、農業、その他自然保護、太陽光発電施設などの

	<p>幅広な部分で土地利用と関わって参ります。そういった中で、今後の進め方や方針を示すのが国土利用計画になります。</p> <p>例えば、被災地のその後の課題として、先ほど地域コミュニティ弱体化の話もありましたが、そちらも問題と感じております。これから人口が減少していく中で、いかに国土を荒廃化させず、適切に最低限管理していくことが重要かと思えます。特に被災地の人口も減り、地域コミュニティがなくなってしまうと、自然な管理ができなくなり、土地の管理水準にも影響してくるということも心配しておりますし、里地里山などの問題も聞いておりましたので、色々と盛り込んでおります。その点でもご指摘がございましたので、書きぶりも含め整理して参ります。</p> <p>いずれも色々な施策が相互に関与しており、例えば、太陽光発電施設の関係で森林の保護や防災機能の低下なども注目されておりますが、再生可能エネルギーを推進していく上で、どうしてもトレードオフ的な関係になってしまいます。国土利用計画上、「適切に管理していく」という、今ご指摘いただいたような曖昧な表現にはなっていますが、その両方の必要性を踏まえた上での適切な管理が必要だ、という意味で記載したところです。</p> <p>実態の数値管理については、全くご指摘の通りでございます。帳簿上では農地とされていますが、実際にはどうか、というところがあります。確かに重要な部分でございますが、施策ごとの担当分野で問題意識を持ちながら、実態の把握に取り組んでいく必要があると思えます。</p> <p>国土利用計画の中で対応方針として書き込める部分が限られておりますが、ご指摘いただいた問題点を重々承知して、今後も取り組んで参りたいと思えます。なお、書き振りについては、これから中間案に向けて整理させていただきたいと考えております。</p>
増田会長	<p>なかなか国土利用計画法単体でできることはあまりないですね。</p>
奥村委員	<p>「施策を検討する」という部分について、誰が検討するかという話でないとなれば、例えば、土地を使っている持ち主にこういうことを期待する、約束してもらい、などというような制度をもっとつけていかないと、県の土地については管理できると思えますが、民有地に手が出せなくなれば、このように書いていても実際にはどうなるかわからないままになってしまいますよね。</p> <p>ですから、荒廃地であっても、例えば崩れないようにするための最低限の見回りや下刈りを行うなど、最低限の管理に対して補助や支援、或いは教育上では高校生に頑張ってもらいなど、そういうことがもっとできていいと思えますが、民有地はそれぞれで管理してください、となってしまうような気がします。先ほどの繰り返しになり</p>

	<p>ますが、帳簿上の問題というよりは、実際に起こっていることについて、解決・防止する手段を掘り起こしていかないといけないと感じます。</p> <p>ただ、会長がおっしゃったように、国土計画利用計画法の法体系自体がそのようになっただけで、難しいということは理解しております。</p>
<p>増田会長</p>	<p>おそらく、縦割りになっている問題が、土地の上で起こり横に繋げることが国土利用計画の一番の存在意義だと思います。例えば、ハザードマップの活用などについては防災担当部局が行っていますが、ハザードマップと立地適正化計画が合っていないので、都市計画的に対応しなければいけないという議論が今出てきていますよね。それに加えて、農政担当部局も、例えば農業面から見た自然災害リスクの低減について行っているの、防災担当部局のこれと繋げていきますなど、そういう話が出てくるといいかなと思います。ぜひそれぞれのセクションで具体的に行っている事業を聞きながら、どのように空間的に落としていくか、ということを書いていただくと、もう少しイメージが湧くかなと思います。</p>
<p>多田課長</p>	<p>ありがとうございます。民有地のお話についてですが、国土利用計画自体、民有地も含めた県土全体の計画でございます。そうした中で、確かに問題点として民有地に行政が関与できない現実がございます。</p> <p>ただ、一方で最近の国の動きとして、例えば所有者不明の土地に関しては、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が昨年度施行され、一定程度管理できない土地に行政も関与できる仕組みができたり、森林に関しても、市町村が持ち主に代わって管理する「森林経営管理法」ができました。加えて、来年度「土地基本法」が改定される予定ですが、その中では、基本的に所有者に管理責任があるということを明記しながらも、所有者以外も関与していける仕組みが必要だという方向性になっております。特に、人口減少も進むため、所有者任せにしないような動きも出ておりますので、そういったことを踏まえながら対応していきたいと思っております。</p> <p>もう一つご指摘がありました、各部門で行っている施策の結びつきについてですが、第六次計画の作成にあたっては、庁内の各所属と調整しながら進めております。ただ、国土利用計画には、宮城の将来ビジョンなどのように、個別の事業をぶら下げるような作りにはなっておらず、表に出づらいつころがありますが、非常に重要なご指摘でございますので、今後とも関係部局と十分に情報交換を行いながら作業して参りたいと考えております。</p>
<p>増田会長</p>	<p>他にいかがでしょうか。</p>

山田委員	<p>資料3素案の7ページ「二複合的な施策の推進と県土の選択的利用(新規)」下から6行目「新たな財源である森林環境譲与税を活用した森林整備等を導入することにより～」というところです。</p> <p>本県は、57%が森林ということで、やはり森林を今後どのように守っていくかというのは非常に重要だと思います。森林環境譲与税は、市町村もこの財源を活用していかなくてはならないと思いますが、やはりこういったところについて、県は市町村を指導する立場でもありますので、県として森林環境譲与税をこのように使っていきたい、というような、もう少し踏み込んだ表現力があってもいいのかなと思います。</p> <p>それぞれの市町村もぜひ協力して欲しいなど、そういったところでの森林のビジョンを今後さらに推進する上での県の姿勢というものをもう少し明確化していただけると、それぞれの市町村も連動しやすいのかなと思います。</p> <p>有害鳥獣は、本当に農村にも多大なる影響を及ぼしておりますし、森林整備は非常に重要だと思っておりますので、ぜひ検討いただきたいと思っております。</p>
多田課長	<p>ありがとうございます。森林整備に関しましても、森林に関する個別の計画や方針で示される部分があるかと思いますが、国土利用計画は森林や農地などの土地利用の施策や基本方針を示す計画ですので、この程度の表現にはなりますが、ご意見を承りまして、森林部門の施策などに反映させてもらうよう伝えたいと思っております。</p>
増田会長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
山本委員	<p>第六次計画策定の方向性について、人口減少を初めてしっかりと認識した上での計画であることを評価すべきだなと思いつつながら読ませていただきました。</p> <p>資料2の16ページの宅地について、第五次計画では新興住宅地について書かれておりませんが、あえて人口減少を前提にしながら、第六次計画で謳われております。それから土地の粗放的管理や農地の減少についても出てきています。この辺のキーワードを総合すると、仙台市街地中心にコンパクトにまとめていくというような方向性が読み取れますが、その辺の大きな方針をお伺いしたいです。</p> <p>また、人口減少の中で新興住宅地を作る以上は、よりよい住宅地や快適な居住性を求めていくのではなく、もう少し開発の条件を付け、こういう住宅地であれば新しく開発するに相応しいというような、少し積極的な提案の書きぶりの方がいいと思います。</p>
多田課長	<p>ありがとうございます。第六次計画では、新規の住宅地開発について書いておりますが、人口減少の中でこちら非常に難しい問題です。</p>

	<p>確かに人口減少においては、宅地でありながらの空き家も増えてくるという実態がありますが、その一方で、やはり人の移動があります。仙台都市圏もそうで、ある意味中心部ということになるかもしれませんが、新たに越してくる人の移動もあり、その分の新規宅地需要が引き続き出てくるかと思えます。その一方で、空き家も増えていくという面もありますが、需要に応じた宅地開発を見込んでいく必要があると思えます。</p> <p>こういった状況の中では無秩序な開発は非常に問題となりますので、例えば既存である未活用の宅地や土地を活用した宅地の供給など、需要に応じた宅地供給が必要であることは記載させていただきたいと思えます。農地とは別で、人がいなくなり空いてしまう区域がある一方で、新たな宅地需要は引き続きあると見込んでおります。書きぶりにつきましては、今ご指摘いただいた点を踏まえ、検討させていただきたいと思えます。</p> <p>農地につきましては、人口減少に伴う後継者の減少により、減少していく方向だと思えます。その状況で、優良農地を守り、経営が継続できるよう、集約化やITなども活用した省力化などを進めながら行っていく必要があります。</p> <p>ただ、どうしても手つかずになってしまう部分が現実的にあると思えますが、そのような部分はある意味明確に区分けし、場合によっては、粗放的管理が必要になる状況が出てくるだろう、ということで記載しました。</p> <p>増田会長</p> <p>研究分野的な関心で言うと、どこがどういう理由で、どう土地利用転換したのか、という実態が知りたいなと思っています。そういう研究をされている先生もいらっしゃると思えます。</p> <p>今回の新規の宅地開発について、議事(2)の土地利用基本計画図変更案で議論されますが、どこでどういうことが行われたのかを県土全体で把握しているのは、このセクションになることはなるわけです。その縦割りを超えて土地利用転換が起きているような事例については、この後出てくる資料7(土地利用基本計画図)が蓄積されて存在しています。</p> <p>この実績を見ると、もう少し土地利用の転換自体が細かくわかるだろうなと感じますし、県土利用のモニタリングシステムみたいなものがあるといいなと思えますので、そのようなことを県がやりますと言っただけだと随分心強いと思えます。</p> <p>齊藤委員</p> <p>県内の開発事業で風力発電のプラントの設置が最近すごく多くなってきています。業者の話を聞くと、風力発電事業を開始する時は、どこで行うかということを事前に計画段階で明らかにしながら、事業計画を進めなければいけないことになっているという話を聞きます。</p>
--	---

今、治水の関係でダム整備が進んでいたり、風力発電に関しては土地が改変される場所はそれほど多くありませんが、資材などを運ぶために非常に大きな道路を整備しなければいけないなど、色々な問題があります。里山よりも山奥になると思いますが、急激に増えてきていると最近感じられます。

それから、比較的荒廃した里山地域で設置されている太陽光パネルの問題が前回も話題に出てきたと思いますが、やはりそういったことをどこで議論するかとなった場合に、小規模な開発の場合は環境アセスメントの条件に該当せず終わることや大規模な計画をいくつもする場合でも、それぞれの関係性について議論する場合は当審議会ではないという話になり終わってしまうことが、ずっと繰り返されています。

今、自治体によっては戦略的な環境アセスメントが進んでいます。先ほど、トレードオフの関係にあるため検討しないといけないとおっしゃっていましたが、そういう先取りしたビジョンを持って、これから先、科学的なきちんとした議論が必要です。こうであればこういう問題が起きるとか、どこであれば利益の方が大きいということを検討しなければいけないので、研究の側面と増田会長もおっしゃっていましたが、そういうことを先取りして、議論を進めていくという姿勢がもう少し見えるといいのかなと思いました。

やはり何が重点的なのかというようなことに関しては、これから先、水害が多くなり、それに伴うエネルギーの問題が深刻化してきます。宮城県内で使うエネルギーを全部県内で生産することは絶対できないと思いますが、なるべくコンパクトな社会をこれから先、持続的に作り上げていくという観点からすれば、どのように先取りした計画でやっていくのかということについて、防災の観点や環境利用という点で、先回りしてやっていくことがもう少し「見える化」されるといいと思います。

増田会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

私は、水道事業民営化に関する委員会の委員をやっておりまして、以前その会議がありました。それもおそらく、今回で言うと、人口減少で水需要が減り宅地の関係はどうなるか、工業用地の開発はどこにどのようにあつて、それに対して水需要はどうなるかということが、本当はその事業計画と連動しているはずですが、他は他という話になったりしています。ですので、おそらく委員会で議論する時も、例えば、今は県だけの水道事業ですが、市町村の水道事業にも考えたときに、宅地開発、人口分布、水道の配管の話は当然連動しますが、そういう議論ができていません。おそらく、本当はこの土地利用のセクションがその部分を繋げる立場にあると思うので、ぜひそういう話もいずれできるような場があるといいなと思います。

ここで提案するかどうかはなかなか難しいですが、色々な課題が色々なところに土地利用を巡ってありますし、土地利用の話は目に見えるので、それを指標化・数値化したりするというのは、ある種のわかりやすい指標の一つだと感じています。

<p>増田会長</p>	<p>では、他に発言いただいている方、よろしいでしょうか。</p> <p>では最後に、資料1の3(2)「地域類型別の県土利用の基本方向」に「低未利用地・その他」を今回新たに付け加えるということになっています。先ほどの話でいうと、帳簿に残ったものが「その他」となっていますが、「低未利用地・その他」は、もう少し具体的にしていきたいです。規模目標で、太陽光発電施設については、実際の事業計画を積み上げた面積でしたので、定義自体なかなか難しいと思いますが、少し把握しておかないといけない、先ほど風力発電のサイトみたいなものもありましたので、そういうものについて低未利用地は具体的に、もう少しどういう意見があるのか、というのを考えていただきたいと思います。農山漁村の中でも荒廃農地としてカウントされているものと、低未利用地になっていて実態がよくわからないものと色々あると思いますし、せっかく新しい項目を起すので、少し具体的にどういうものかというのを、もう少し本文の方で書き込まれた方がいいかと思います。他に何かありますか。</p>
<p>奥村委員</p>	<p>資料3素案の14ページ、規模の目標の宅地について、もし空き家になっても一旦宅地になっているものが宅地ですよね。</p> <p>一方で、表の一番下の市街地では257から236に減少するとなっています。市街地は国勢調査の定義の人口集中地区であるとなっていて、人口が減るから人口集中地区も減るのだと思いますが、おそらく減らないですよ。</p> <p>その個別の部分が歯抜けで抜けたとしても、人口集中地区というのは、ある種の密度があるものが一定のところを連担している部分を人口集中地区と言っているだけなので、全体として密度が下がり、その基準を大きく下回った場合に外れますが、実態としては未利用地や空き地などが入ったままの市街地の状態がまばらで残っているだけなので、この市街地の数字を出している意味は一体どこにあるのかなと思います。</p> <p>人口の減少に合わせて市街地が減るということはおそらくあり得なくて、スカスカの状態になったものが残っているだけということになると思います。</p>
<p>増田会長</p>	<p>密度基準を下回れば市街地から除外されるので、結構スカスカの市街地が増えていますね。</p>
<p>叶班長</p>	<p>具体的に言いますと、特に仙台都市圏以外の市町村における人口集中地区になりますが、各地域の中心市街地が抜けていくという予測になります。</p>
<p>奥村委員</p>	<p>それをどうするのかという話は本文のどこにも書いていないですよ。県中南部地域、県北西部地域、県北東部地域ごとに方向性が書かれていて、市街地の面積に</p>

	<p>については、人口減少により減少すると書いてありますが、減らしたところはどうするのか、ビジョンは何も書いていません。それでいいのかなと思います。</p>
多田課長	<p>ありがとうございます。ご指摘の件について、検討させていただきたいと思います。</p>
増田会長	<p>増田寛也さんがされた消滅可能性自治体の話ではないですが、どれぐらいの人がどこに住んでいるのか、ということについてはそれなりに議論があって、どこが消滅しそうかというものが色々なところで紹介されたりしているので、中心市街地が消えそうな町も、過去のトレンドを見ていけばわかるような気がします。ですが、そこは国土利用計画の枠内なのかが難しいですが、そういう意見はあるかもしれません。</p> <p>今策定中の県総合計画が上位計画ということですので、そこで特に土地利用に要請されていることをもう少し精査いただいて、国土利用計画としてはここをやる、こういう制度をいずれ作るなど、そういう議論をしていただきたいと思います。少し具体性を持たせるよう、もう一度検討していただければと思います。</p>
多田課長	<p>検討いたします。</p>
浅野委員	<p>質問ですが、資料3素案の13ページの太陽光発電施設に関する記述で、合意形成について十分注意を払うよう県独自のガイドラインの策定等を通じ、と書いてありますが、この県独自のガイドラインに関してお聞きしたいと思います。</p>
叶班長	<p>こちらは環境生活部再生可能エネルギー室で、現在策定作業をしているところです。特に太陽光発電施設は、事業計画が明らかになった時点で、その計画についてご承知でない地域住民の不安が大きいという声が非常に寄せられていることから、地域住民に対して丁寧な説明をするよう事業者へ向けた内容となるものです。環境配慮についても、こういったことを行い、情報を示していきながら合意形成を図るというものです。</p> <p>ただ、ガイドラインですので、あくまで法規制の枠内であり、そこからはみ出すものではございません。努力をしてください、或いはお願いします、というレベルのもので今検討をしていると聞いており、反映したものです。</p> <p>近々公に上がるかと思いますが、太陽光発電施設について、そういう形でより適切な事業となるよう進めていくということを記載させていただいたところです。</p>
増田会長	<p>それでは、一通りご説明いただいたと思いますが、よろしいでしょうか。もう一つ議題が残っておりますので、次に進みたいと思います。素案に関して、気になったことがあれば、後でぜひ事務局の方にフィードバックいただきたいと思います。これから</p>

	<p>中間案作成やパブリックコメント等も行っていますので、そこに向けて詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。では、次に進んでください。</p>
多田課長	<p>(資料5～7について説明)</p>
増田会長	<p>何かご質問、ご意見等はございますか。</p> <p>資料5総括表について、複数重複している地域があり、全部足すと県土面積の合計を越えるということですが、都市地域かつ農業地域である面積がどれくらいあるか示しているような重複地域のデータは、ないということよろしいですか。</p>
叶班長	<p>これは土地の利用区分ごとに異なっております。農業振興地域と市街化区域は重なってはならない、というようなルールがあるところについては、重複しないということになりますが、例えば、森林地域においては、縮小する部分が必ずしも他の区分になるということでもないで、そこは区分ごとにそれぞれの相互の関係によって異なる部分がございます。</p> <p>必ずしもすべて重複したままということでもなく、先ほどご説明した例で言いますと、松島町で農業地域として土地利用基本計画上では入れていなかった案件がありましたが、こちらの変更につきましては、土地利用区分として農業地域を拡大することになるのですが、それ以外の区分で重なっている部分は変更がないということになります。逆に同じような農地であっても、整理番号4につきましては、先ほどご説明しましたように重なりが消えるという形になります。</p> <p>このように、どのような指定で動くかによって重なり具合が変わってきますので、この表では表現しきれておりません。</p>
増田会長	<p>その通りで、逆にそこがわかりにくいという面でもあるかもしれません。確認でした。</p> <p>先ほど環境アセスメントの話もありましたが、資料5報告事項の大和町・富谷市の部分でかなり広い面積が太陽光発電施設に転換されるといことになっております。当審議会では報告事項のため審議されませんが、他で議論等はされていますか。</p>
叶班長	<p>環境アセスメントについては面積基準がございますので、50ヘクタールを超えるような開発ですと環境アセスメントをかけなければいけないことになっております。個々の手続きを踏んだ上で開発が進められておりますので、大きな面積ではございますが、手続きとしては一応踏まえているという形になっております。</p> <p>ただ、これまでも、太陽光発電施設が増えているという状況を踏まえまして、どこにどれだけ増えてきているのか、というような議論がございました。実際今回も、この報</p>

<p>増田会長</p>	<p>告事項の中で言いますと、整理番号17の大和町と富谷市の間、ゴルフ場の近接地になりますが、かなり大きな面積が開発で減ることになります。</p> <p>それから、同じ大和町の整理番号18ですが、宮床ダムの南東部でそれなりの大きさになっております。ここは泉パークタウンからすぐ北側という立地になっており、このように太陽光発電施設が点在している部分と、整理番号19のように隣接する地域で太陽光発電施設ができてい部分がございます。整理番号19で示されている黄色の枠の中からやや左下に逸れ、新幹線を挟んだ辺りですが、このように点在していくということになります。開発については、森林を25%以上残すという林地開発許可基準に基づき、環境保全や災害防止機能が低下しないよう措置が取られており、一つ一つ許可が出て開発が行われております。</p> <p>それから、今回台風第19号がございましたので、併せてご説明いたします。こういった林地開発が行われた区域において、土砂災害等の影響を検証しているか担当部局に確認したところ、森林のパトロールや空中写真の撮影等で定点観測を行っているということでした。</p> <p>今回の台風第19号で土砂災害が起きた場所については、住民の方からの報告等もあって確認をしたという話を聞いており、土砂採取をして木を切ったばかりである開発途中の場所とのこと。例えば、これから仮の防災施設を作って安全を図ろうとしていたところに、豪雨が来て土砂が流れたということ。開発が完了した部分が原因で下流の方に影響があったところは、今のところ確認されておりません。森林部局としてはその辺を注意して監視をしているということだったので、そういった部分で何か変化があれば、対応していくことになると思います。</p> <p>それから林地開発につきまして、特に太陽光発電施設で言いますと、国で許可基準を若干変える動きがあるようです。具体的に言うと、尾根の部分は森林を残すということ。それと、現在は開発後の区域における森林率は25%とするよう定まっておりますが、元々森林である部分または形質変更後に再度植林し森林にする部分となっております。今回太陽光発電施設については、元々の森林を残す率を新たに定める、という形でより適正化を図れる方向に動いているということ聞いております。</p> <p>そういった形で、より安全で適切な開発のあり方というものに制度全体が変わりつつある状況ですのでご報告させていただきました。私どもの方でも、個別の開発により森林から抜けた部分の確認だけではなくて、これまでどこが抜けたのかというような定時的な変化というものにも気をつけながら見ていくようにしていきたいと考えております。</p> <p>今のような話はこの議論の場に出てくると思いますが、一般的にはなかなか伝わっていないなという感じがありますね。</p>
-------------	--

	<p>他に何かありますか。では、今回の変更内容については了承するという事によろしいですか。</p>
委員一同	(異議なし)
増田会長	<p>ちなみに、資料7のような土地利用基本計画図の過年度版を見ることは可能ですか。審議会に毎回この資料が出てきますが、例えば過去10年、どこで何があったのかを全部知りたいと思ったときはこれを見ないといけないのでしょうか。それとも、システムで10年前の土地利用基本計画図から差分を取るとすぐわかりますか。</p>
叶班長	<p>土地利用基本計画図につきましては、国土交通省のシステム(以下、「LUCKY」という。)を使って作成しております。LUCKY では最新版にリバイスする形で図を作っているため、過去の情報は見られないことになっております。</p> <p>当県では、LUCKY が整備される前までは地図を作成しておりました。5年10年というサイクルで更新しておりましたが、現在は LUCKY に移行されましたので作成しておりません。その時々作った地図そのものがデータとして残っているものはございますので、そちらをお示しすることで、一応変化を追うことはできます。しかし、縮尺が5万分の1ですと、大きすぎて一覧として見るのがなかなか難しいので、お示しする方法としては内部に残っている資料も検討していきたいと考えております。</p>
増田会長	<p>そうすると、5年に1回アーカイブを取り、LUCKY からダウンロードして県として持つことはできるのでしょうか。</p>
叶班長	<p>そういったデータを個別に私どもの方でダウンロードできるようにはなっておりません。あくまで、国土交通省で持っている現時点でのデータを表示したシステムとなっております。</p>
増田会長	<p>わかりました。それでは、議題については以上で議論を終えたいと思います。今後の予定等をお教えいただいてもよろしいですか。</p>
叶班長	<p>今後の予定についてですが、次回の審議会は7月末頃を予定しております、そちらで中間案をご審議いただきます。</p> <p>加えて、皆様の任期が3月末までとなっておりますので、改選の手続きについて個別にご相談させていただきます。できるだけ、引き続きご審議にご参加いただけるようお願いをするつもりでございますので、よろしく願いいたします。</p>

増田会長	第六次計画の策定途中ですので、ぜひ継続してお引き受けいただければと思います。よろしく申し上げます。
熊谷副参事	以上をもちまして、宮城県国土利用計画審議会の一切を終了いたします。本日はお忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございました。